

インターネット利用上の取扱に関する要綱(学校ホームページの取扱)

第1条 目的

本要綱は、児童・生徒の情報活用能力を育成し、幼稚園、小・中学校の開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の時間の推進等、教育活動の振興を図るため、インターネットの適切な利用形態、個人情報保護及び有害情報の排除などの必要事項を定めることを目的とする。

第2条 インターネットの主な利用形態

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

(1) 情報の発信

学校行事・活動報告・保護者への連絡事項を、学校のホームページで定期的に発信する。

(2) 情報の検索及び収集

ホームページ・電子メールを使用して、学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

(3) 教材作成

ホームページ・電子メールを使用して、授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して教材作りに活用する。

(4) 国内及び国際交流

ホームページ・電子メールを使用して、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。

(5) 緊急時の対応

警報等による緊急を要する事態が生じ、保護者への周知が必要となった場合、学校・園のホームページに必要事項を掲載する。(学校・園から教育委員会に連絡し、教育委員会が直ちに市・学校ホームページに掲載する。連絡後から当日午後5時まで掲載)

第3条 個人情報の保護・取扱

インターネットを利用して園児・児童・生徒の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提として、教師の指導のもとに発信するものとする。

発信する園児・児童・生徒の個人情報の範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 園児・児童・生徒の氏名は、原則として発信しない。教育上必要がある場合は、イニシャルにとどめる。
 - (2) 園児・児童・生徒の意見、考え、主張などについては、教育上の効果が認められる場合において発信する。
 - (3) 園児・児童・生徒の写真を使う場合は、個人が特定できないようデジタル処理や集合写真とするなど配慮する。
 - (4) 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は、発信しないものとする。ただし、電子メールなど相手が特定される場合においては、必要に応じて、学年、趣味・特技などを発信することができる。
- 2 インターネットを利用して、受信した個人情報については、相生市情報公開条例（平成17年12月）及び個人情報保護条例（平成17年3月）の定めるところにより取扱うものとする。

第4条 インターネット取扱留意事項

法令等を遵守するとともに、法令等に記されている権利を行使する。

- 2 インターネットを利用する場合には、次に該当する情報を掲載しないように配慮するなど、インターネットにおける基本的なモラルに留意する

- (1) 他人を中傷する内容
- (2) 著作権、肖像権、知的所有権を侵害するおそれのある内容
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) 宗教活動に関わる内容
- (5) 特定の政党を支持する政治活動等の内容

第5条 教師による指導の徹底

- (1) 児童・生徒が発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信することとする。
- (2) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取扱いなど、指導を徹底する。

第6条 取扱い責任者

教育長は、インターネットの利用の適正を図るため、各学校にインターネットの取扱い責任者（校長・園長）を置くものとする。

第7条 ホームページ上での要項の明記

本要綱を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。